

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第101号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表係長の職名の欄中「調査係長」を「調査係長 健康長寿のまち・京都推進係長」に、「健康長寿推進第三係長」を「健康長寿推進第三係長 介護予防推進係長」に改め、「民泊新法企画係長」を削り、「動物愛護係長」を「動物愛護係長 医務係長」に、「宿泊施設審査指導第一係長 宿泊施設審査指導第二係長」を「旅館業審査第一係長 旅館業審査第二係長 旅館業審査第三係長 住宅宿泊事業審査係長 宿泊施設監視指導第一係長 宿泊施設監視指導第二係長 宿泊施設監視指導第三係長」に改め、同表中

「

育成推進課	母子保健係長
-------	--------

を

」

「

育成推進課	母子保健係長
子ども家庭支援課	児童支援係長

に改める。

」

第5条第1項障害保健福祉推進室の款第3号中「特定疾患の治療及び研究の助成」を「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）による事務」に改め、同款に次の1号を加える。

(4) 難病法による難病相談支援センターとしての業務に関する事。

第5条第1項医療衛生推進室の款医務衛生課の項第8号中「動物の飼育管理と愛護に関する条例」を「動物の飼養管理と愛護に関する条例」に改め、同条第1項子ども若者未来部の款育成推進課の項第1号に次のただし書を加える。

ただし、子ども家庭支援課の所管に属するものを除く。

第5条第1項子ども若者未来部の款育成推進課の項第2号から第10号までを削り、同款に次の1項を加える。

子ども家庭支援課

- (1) 母子保健に関する事務（特に支援を要する乳幼児に関するものに限る。）の統轄に関すること。
- (2) 母子保健法による養育医療の給付に関する事務の統轄に関すること。
- (3) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること。ただし、保健センターの所管に属するものを除く。
- (4) 児童福祉法による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定、指導及び監督に関すること。
- (5) 児童福祉法による小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること。ただし、保健センターの所管に属するものを除く。
- (6) 児童福祉法による結核にかかっている児童に対する療育の給付に関すること。ただし、保健センターの所管に属するものを除く。
- (7) 児童福祉法施行規則による指定医の指定に関すること。
- (8) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。

第5条第2項健康福祉部の款障害保健福祉課の項第7号から第10号までを削り、同項第11号中「難病の患者に対する医療等に関する法律」を「難病法」に改め、同号を同項第7号とし、同項第12号を同項第8号とし、同条第2項子どもはぐくみ室の款中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削り、同款第9号中「支給」の右に「に係る申請」を加え、同号を同款第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (8) 児童福祉法による医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に係る申請に関すること。
- (9) 児童福祉法による結核にかかっている児童に対する療育の給付に係る申請に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)